

## 第 6 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第6回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩

会議日時 平成30年3月27日 午後1時23分開会

会議場所 大船渡市役所：議員控室

### 議事日程第1号

日程第1 会期の決定

日程第2 書記及び議事録署名人の指名

日程第3 報告第1号 大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分について

日程第4 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第8 議案第4号 農地法の適用外であることの証明願いについて

日程第9 議案第5号 下限面積（別段の面積）の決定について

日程第10 議案第6号 平成30年度大船渡市農業労賃標準額の設定について

### 本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

### 出席委員（農業委員 10名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
2番	鈴木 力男君	3番	古内 嘉博君
4番	中村 亨君	5番	廣澤 恵美君
6番	細谷 知成君	7番	藤原 重信君
8番	佐々木信吉君	9番	熊谷 玲子君

### （農地最適化推進委員 8名）

2番	後藤 達生君	3番	村上 優司君
4番	浅野 幸喜君	5番	鈴木 和雄君
6番	今野八重子君	7番	木村マリ子君
8番	畑中 圭吾君	10番	渡邊 岳夫君

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（2名） 大船渡地区 佐藤 優子推進委員  
越喜来地区 岡澤 成治推進委員

### 事務局出席者

局長	近江 学君	局長補佐	細谷 真実君
主事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

## 午後 1 時 23 分開会

○議長（菊地英浩君） 時間少し前ですけれども、みんな揃ったようなので、これから始めたいと思います。本日はご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻前ですけれども、これより第 6 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。今年は全国的に大雪、北陸では 4 m も積もったと聞きました。当市でも降った雪が解けず、寒い冬を過ごしてきましたが、先週あたりから南の方から桜の便りが聞かれるようになりした。4 月には農作業も本格化してきます。毎年、春、秋には農作業事故が起きております。トラクター等に乗っての作業時には事故等に十分気をつけてください。

話は変わりますが、先日発表になりました市職員の人事異動では、近江事務局長が気仙広域連合衛生課長となりました。近江事務局長には 3 年間、特に法改正に伴う昨年 11 月の改選等、大変な時期を努めていただきまして誠にありがとうございました。

総会終了後、事務局から 2 点ほど連絡事項があります。会議の進行には、いつもですけれども、ご協力をお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 10 名、推進委員は 8 名であります。欠席の連絡があった推進委員は大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員、三陸町地区越喜来地域岡澤成治推進委員の 2 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程につきまして、近江事務局長より報告をお願いします。

○事務局長（近江学君） それではお手元の資料によりまして、主な部分を報告させていただきます。まず初めに 2 月 26 日から 3 月 27 日まででありますけれども、まず前回の農業委員会総会が 2 月 26 日に開催されております。それから 3 月に入りまして 7 日ですが、岩手ポラーノの会が平成 29 年度農山漁村女性活躍表彰農林水産大臣賞を受賞することになりまして、東大の安田講堂において開催されました未来 DAYS において表彰式が行われたところではありますが、こちらの方に金野農業委員と佐藤推進委員、それから細谷局長補佐が出席をしております。また翌 8 日には、同じく東京都の砂防会館におきまして第 14 回女性農業委員活動推進シンポジウムが開催されまして、こちらにもあわせて出席をしております。それから 11 日ですが、大船渡市市民文化会館におきまして東日本大震災 7 周年大船渡市犠牲者追悼式が催され、菊地会長が出席をしております。それから 12 日ですが、大船渡市農業労賃標準額設定検討委員会を開催いたしまして、本日の議案ともなっておりますけれども、農業労賃標準額についてご協議をいただいております。農業委員会は菊地会長、岡澤農地委員長、藤原農政委員長、それから鈴木農地副委員長に出席をいただいております。それから 15 日ですが、盛岡市の岩手県産業会館にて一般社団法人岩手県農業会議定期総会が開催され、菊地会長が出席をしておりますし、午後には第 24 回一般社団法人岩手県農業会議常設審議委員会が開催され、細谷局長補佐が出席しております。こちらで

は前回第5回総会において許可相当となりました1件について諮問をしまして、異議なしとなりましたので、後日許可証の交付を行っております。それから23日ですが、シーパル大船渡におきまして生産調整対策推進員会議が開催され、菊地会長が出席をしております。それから開いていただきまして本日27日、第6回農業委員会総会がただいま開催されております。

それから次に3月28日から4月25日までの予定でございますが、3月30日と4月2日には、それぞれ市職員の退職者、それから新規採用者等を対象とした辞令書交付式がございますが、いずれにも菊地会長が出席の予定となっております。それから4月の12日ですが、東京都の椿山荘におきまして全国農業新聞普及優秀農業委員会等の表彰及び全国情報会議が開催されます。それで今回は藤原農業委員が情報活動功労賞を受賞されます。それから大船渡市農業委員会が全国農業新聞優秀農業委員並びに農家戸数対比普及率の部全国第8位ということで、表彰される予定となっております。ちなみに鈴木前会長も情報活動特別功労賞全国第5位として受賞されることとなっております。それで当日の出席につきましては、藤原委員には既にお伺いしてございますけれども、その他の出席につきましては今のところ調整中でございます。それから4月の16日ですが、盛岡市のエスポワールいわてにおきまして第25回一般社団法人岩手県農業会議常設審議会が開催され、細谷局長補佐が出席の予定となっております。本日の議案のうち該当する案件につきまして諮問を行いまして、その後、許可決定される運びとなります。最後に4月25日ですが、市役所の同じく議員控室におきまして農業委員会第7回総会が開催の予定となっております。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、皆様から何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りをいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には2番鈴木力男農業委員、3番古内嘉博農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分についてを議題といたします。事務局から報告事項の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分について。大船渡市農業委員会事務局職員の異動を発令することについて、大船渡市農業委員会規程第10条第1項の規定に基づき別紙のとおり会長が専決処分をしたので、同条第2項の規定により本委員会に報告し承認を求めます。理由でございますが、平成30年4月1日付け大船渡市職員人事異動に際し、大船渡市長より協議を求められたが、異動内示日の3月20日までに農業委員会総会を招集することが困難であるため、会長が専決処分したものです。

3ページには専決処分書の写しを添付しております。そして4ページをお開きください。異動発令の一覧がございますが、移動後、気仙広域連合衛生課長、異動前、農業委員会事務局局長、近江学、気仙広域連合派遣。異動前、都市整備部下水道事業所長、異動後、農業委員会事務局局長、千葉譲、農業委員会出向。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から報告事項の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 5ページをお開きください。報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は3件です。1番、相続による権利の取得。2月19日届出、2月20日受理。2番、相続による権利の取得。2月19日届出、2月20日受理。3番、相続による権利の取得。3月2日届出、3月5日受理。以上、報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号1番から3番について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 6ページをお開きください。議案第1号農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、経営規模拡大のため。受入世帯の稼働人員4人中1人。農業機械はトラクター1台はリースであり、小型管理機1台、草刈機1台は所有しております。

す。賃借期間は許可の日から1年間ということです。なお詳細は事前に配付されている調査書に記載しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第1号1番について2番鈴木力男農業委員からお願いします。

○2番農業委員（鈴木力男君） 2番鈴木です。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請による聞き取りと現地確認をした結果を報告いたします。3月24日に申請人より聞き取り調査をし、その後現地確認をいたしました。申請地は以前は米作と野菜を栽培していたそうですが、高齢により自宅前の農地だけで十分になったので、貸すことにしたそうでございます。借受人は昨年から就農し、昨年はピーマン農家で経営をしたということです。規模拡大のため借りてピーマンを栽培したいということでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第1号の1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 7ページをお開きください。議案第2号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、転用目的、施設等、パークゴルフ場。転用理由、隣接する隣地、山林、宅地と一体でパークゴルフ場として利用したい。総事業面積は9,103㎡です。そのうちコースは5,730㎡、クラブハウスは149.06㎡、駐車場1,253㎡、道路740㎡、法面等で1,231㎡の内訳となっております。これは現況調査したところ、既にクラブハウス、コース等が整備されておりましたので、追認案件となります。立地条件につきましては、第3種農地に該当し、基準を満たしております。一般基準につきましては、近隣に農地はなく山林であるため、近隣農地への影響はないと考えられます。これは次に農地転用の直接許可要件ではございませんが、周辺農地、周辺地、親戚の土地、山林があるわけですけれども、こここのところには既に説明済みとのことですし、また一部、来客用駐車場としては、現在危険と思われる駐車場、周辺道路近くの作業小屋等の法面等について指導したところ、本人が勾配等を計算し、後ほど対応すると話しておりましたことを申し添えます。追認案件であり、山林伐採法の届出も追認で行ったとのことでした。関係法令がわからず、農地法の手続きもしないでしまっていた。今後遵守するようにするとの始末書が提出され

ております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員、推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号の1番について4番中村亨農業委員からお願いします。

○4番農業委員（中村亨君） 4番中村亨です。3月26日に現地調査に行っておりまして。4月中旬頃開業予定ということで、芝の手入れやコースの整備などが行われておりました。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第2号の1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第2号の1番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、この案件は追認案件のため、4月16日開催の岩手県農業会議の諮問を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 8ページをお開きください。議案第3号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は8件です。番号、土地、申請人、転用目的、転用理由の順に読み上げます。1番、転用理由、現在借家住まいにつき当該地を取得して移転新築したい。2番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積110.95㎡、物置39.74㎡、駐車場5台。転用理由、県道基石海岸線地域連携道路整備事業に伴う建物移転、岩手県と三者契約。これは既に現場調査をしたところ、既に敷地が造成中だったので、追認案件となります。3番、転用目的、施設等、土砂仮置場1,500㎡、資材置場375㎡、駐車場16台、通路312㎡。転用理由、市発注の浄水場建設工事の土砂仮置場、駐車場、資材置場外として利用したいということで、平成31年12月25日までの一時転用を申し出ております。次のページをお開きください。4番、転用目的、施設等、通路。転用理由、自宅に通ずる通路として利用したい。5番、転用理由は宅地造成とその販売ということで、資格をもっております。6番、転用目的、施設等、資材置場、作業用スペース。転用理由、携帯電話基地局設置に伴う仮設用地ということで、6か月間の一時転用を申請しております。次のページをお開きください。7番、転用目的、施設等、工事発生土砂仮置場。転用理由、市道開墾線工事発生土の借置きに伴う一事転用ということで、平成31年3月31日までの申請です。8番、転用理由、



庭敷として観賞用植物等を植えるため、観賞用植物の種類はラベンダー外というふうになっております。この8番ですが、調査書、地図の方なんですけれども、地図の方の一部訂正をお願いしたいと思います。

住宅地図の方が私の方で使っているGISですが、前任の事務員さんが担当しているものですから、地図の方がずれていましたので、皆さんにご迷惑をかけしましたので申し訳ございません。訂正をお願いします。ずれて、当該地だけは一緒っていうか、家のところだけはずれて、当該地はその上にあるというような形です。場所はいいんだけど、家の地図だけが、建物の位置だけがずれているということです。

○7番農業委員（藤原重信君）事務局、現地調査しなかったの。

○局長補佐（細谷真実君） いや、したんですけども、標識が出ていなかったんです。その場所、住宅地図の。

○7番農業委員（藤原重信君） 現地見て家の位置がわからないの。

○局長補佐（細谷真実君） いや、見たんですけども、私の方で勘違いしたんですね、住宅地図で。

○三陸地区吉浜地域推進委員（渡邊岳夫君） 聞けばわかったべがな。

○局長補佐（細谷真実君） いなかったの。あの辺、全然なくて全然お話しにならなくて、一応そこに家を入れて、ここは住宅地図で書いたんですけども、そこが逆だったということです。

○7番農業委員（藤原重信君） 地図見ればわかるべが。

○局長補佐（細谷真実君） その地図が間違っていたんです。すみません。現地調査と本人の標識が出ていないから、どうしても確認できないと。場所はわかるけれどもということでしたので、申し訳ございませんでした。それで立地基準につきましては4番から7番につきましては第3種農地に該当し、許可基準を満たしております。その他は第2種農地につき、他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。一般基準につきましては残高証明書、県は予算書等により確認しております。追認案件である2番と12番、これについては始末書が提出されております。竹藪で造成が困難だったために、農地法の許可がいるとは知らずに、契約を結んだ時点ですぐ、知り合いの業者に頼んで竹藪を切るようなことをしてしまったということで、申し訳なかったという始末書が提出されました。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。初めに議案第3号の1番と2番について大船渡地区末崎地域後藤達生推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（後藤達生君） 推進委員の後藤です。それでは議案第3号の1番について説明させていただきます。3月25日午後2時より現地にて本人立会いの上、現地調査を含めて聞き取り調査をいたしました。本件申請に至った経緯としましては、

現在、アパート生活をしておりますが、子供が小さいことより、お互い負担に感じていたこともあり、以前より実家近くに土地を探しておりました。幸い今回、実家近くに土地が見つかり、住宅新築計画もまとまり申請に至ったところであります。また住宅建築による周辺農地への影響ですが、建築面積 30 坪で 2 階建てとなり、最も近い民家で 30m は離れており、野菜畑を含めた日陰による周辺農地、建物への影響は見られず、生活排水についても側溝が整備されていることより、周辺への影響はないものと判断されます。資金計画も金融機関とは相談済みとのことで問題はなく、本件申請計画の実現については高いものと、そのように推察されます。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第 3 号 1 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第 3 号の 1 番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号の 1 番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○大船渡地区末崎地域推進委員（後藤達生君） それでは議案第 3 号の 2 番について説明をいたします。3 月 24 日午後 2 時より現地にて本人立会いの下、現地状況を含めて聞き取り調査をいたしました。移転先は静かき、土地の広さは申し分なく、また付近には農地がないことより、住宅建築による周辺への影響も見られず、移転費用の入金になり次第、住宅建築着工したいとの申請者の意向もあり、本件申請に関しての問題点は特に見受けられないものと思われまます。以上であります。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。次に議案第 3 号 2 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 3 号 2 番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号 2 番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

意見がある時は手を挙げて名前を指名されてから発言するようお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第 3 号 3 番について大船渡地区猪川地域鈴木和雄推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木和雄君） 推進委員の鈴木です。3 号議案の 3 を説明いたします。市発注の浄水場建設工事の土砂借置場、駐車場、資材置場に使用すると

ことでした。問題はないと考えられます。以上。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号4番と5番について6番細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○6番農業委員（細谷知成君） 6番細谷です。議案第3号の4番について説明いたします。3月23日に現地調査及び聞き取り調査を行いました。申請に至った経緯ですけれども、住宅建設工事に着手しているところではありますが、当初の計画から住宅の配置を見直したために、敷地への車両の出入りに不便が生じることとなったため、通路部分を各地養する必要が生じたため、今回の申請に至ったということでございます。周囲への影響ですけれども、通路を設置することによる隣接農地への影響はないものと思われま。議案第3号の4番については以上でございます。

続いて議案第3号5番について説明いたします。3月23日に現地調査及び譲渡人から聞き取り調査を行いました。申請に至った経緯ですけれども、農地所有者は昨年まで水稻を作付けしていましたが、トラクターが故障したことにより修理費用がかさむということで、本年度以降の水稻の作付けを断念するという考えであったところ、譲受人である業者より宅地造成のために申請地を利用したいとの申し出があったということでございます。周囲への影響ですけれども、申請地の隣接地に耕作地はなく、北側の休耕畑とは1mほどの高低差があるため、日照の影響は少ないものと考えられます。議案第3号5番については以上でございます。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。次に議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号5番について質疑、意見を許しますが、何かござ

いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号5番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手多数であります。

よって、議案第3号5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号6番について8番佐々木信吉農業委員から説明をお願いします。

○8番農業委員(佐々木信吉君) 農業委員8番佐々木信吉です。農地法第5条第1項による許可申請5条6について調査の結果を報告いたします。3月23日午後1時に現地に行きました。今回利申請はアンテナ塔を建てたいとのことでした。また近くには人家などもなく耕作地もありませんでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(菊地英浩君) ありがとうございます。それでは議案第3号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号6番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号6番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号7番について三陸地区綾里地域畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸地区綾里地域推進委員(畑中圭吾君) 推進委員の畑中です。議案第3号7番についての報告をいたします。それによると市の方から市道開墾線工事の発生土の借置場に使いたいとのことで、貸してほしいとの願い出があり、耕作していたのは深い田んぼだったので、むしろ農地のままより土盛りしてもらった方が良くと思い承諾をしたとのことです。このことによる周辺農地への影響ですが、地図でご覧のように周りはずべて住宅地で、申請理由からいっても何ら問題はないものと見てまいりました。以上でございます。

○議長(菊地英浩君) ありがとうございます。それでは議案第3号7番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号7番について本委員会において許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号7番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号8番について三陸地区吉浜地域渡邊岳夫推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区吉浜地域推進委員(渡邊岳夫君) 推進委員の渡邊です。議案3号8番の説明をいたします。3月24日、業者に電話で聞き取りしたところ、ネギを作っても鹿に食べられる。ラベンダーは鹿が食べないと聞いたので、観賞用植物を植えてみたいとのこと。近所には何ら影響はないと思われま。よろしくお願ひします。

○議長(菊地英浩君) ありがとうございます。それでは議案第3号8番について質疑、意見を許しますが、何かございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終り直ちに採決いたします。議案第3号8番について本委員会において許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号8番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第8、議案第4号農地法の適用外であることの証明願ひについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いをいたします。

○局長補佐(細谷真実君) 11 ページをお開きください。議案第4号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

願出件数は6件です。1番、許可を得て転用したが、地目変更を経ないまま現在に至ったため申請するもの。当初の申請は倉庫で許可を受けておりましたが、現在は居住者の家屋として使用しております。2番、昭和49年当時、南側市道が開設された際、道路工事により急傾斜地となり現在に至る。長年雑種地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていた。3番、昭和45年頃、鉄道度道路で水路等が分断された頃より耕作不適となり耕作を放棄した。長年原野として利用されてお、登記簿地目も農地でないと考えていた。次のページをお開きください。4番、昭和45年に県道工事により田が分断されて以来耕作されておらず、その後、隣接者に駐車場及び漁業用資材置場として利用させてしまった。長年、課税科目が雑種地となっており、手続きが済んでいるものと勘違いしていた。5番、東日本大震災の津波で冠水し、その後、瓦礫は撤去されたが、農地としての利用は困難であるため申請するもの。6番、長年通路として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていた。5番の震災関連以外はすべては始末書を徴しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いいたします。初めに議案第4号1番について1番金野たか子委員からお願いします。

○1番農業委員（金野たか子君） 1番金野です。議案第4号1番につきまして3月25日11時頃、自宅に訪問して申請人よりお話を聞いてまいりました。現在は被災者の方が住まわれており住宅が建ち並び、周囲の環境には何ら問題がないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決をいたします。議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号の2番について、本日、佐藤優子推進委員が欠席ですので、1番金野たか子農業委員から説明をお願いします。

○1番農業委員（金野たか子君） それではご報告申し上げます。農地法の適用外であることの証明願いについての2番につきまして、3月25日、申請人からの聞き取りと現地調査を行なった報告をいたします。残地を耕すにも非常に危険であり、今後、畑地として活用することは難しいものと思っ見てまいりました。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号3番について大船渡地区末崎地域後藤達生推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（後藤達生君） それでは議案第4号の3番についての説明をさせていただきます。現在の土地状況は、2年前、周辺への迷惑を考慮し伐採したこ

とより、木の切り株また竹等が土地の隅に整理はされておりますが、水路がなくなり耕作放棄してから40年以上原野であったことを考えると、農地としての利用は難しい状況にあると思われまふ。相続をした時点では原野の状態、周辺への迷惑を考え、2年前に現在の状態に整理しましたが、長年原野と思っていた土地が、境の明確化のために依頼した測量士により地目が畑であることを指摘され、40年以上原野として利用し、この先、農地としての復旧も困難であることにより、適用外の申請に至ったとのことあります。以上であります。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号3番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号4番について9番熊谷玲子農業委員から説明をお願いします。

○9番農業委員（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第4号4番の調査報告をいたします。所有者の妻から現地で聞き取りをいたしました。申請地は昭和45年、県道拡張工事により水田が分断され、拡張工事に伴って出た土を申請地の場所に市役所の方から埋めさせてほしいとの願い出がされ耕作できなくなり、分断された西側の水田は上から流れてくる水が山からきていて、余りきれいな水ではないので、作らなくなったとのことでした。申請地は長年雑種地として使用していたので、手続きが済んでいるものと思っていたそうです。この度、駐車場として貸していた隣接者に売ることにより、地目を変更していないことが判明したそうです。申請地の現況は車3台駐車してありタイヤ、漁業用資材などが置いてありました。周囲は住宅と農地が点在したところで、駐車場として利用するとのことでしたので、耕作地への影響はないものと判断されます。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。次に議案第4号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号4番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号4番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号5番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。5番について報告をします。調査は3月23日、所有者が高齢で対応ができないとのことから、息子さんに立ち会っていただき、現地の確認と聞き取りを行いました。周辺及び現地の状況と申請に至った経緯になりますが、東日本大震災によって付近一帯が津波で冠水し、現在、復旧に向けて盛んに工事が行われている地域で、工事現場や資材置場などが多くあります。申請地に隣接した南西側の土地も同じ所有者のもので、以前自宅が建っていた場所になりますが、申請地はほとんどが砂利の状態、同社の駐車場や資材置場、一部は宅地になっておりました。なお申請地を含めた付近一帯は災害危険区域となっており、市が買い上げる予定になっているとのこと。このようなことから農地への復旧は困難であるため、適用外申請に至ったとのこと。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第4号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第4号5番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号5番は本委員会において願いのとおり決定をいたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号6番について大船渡地区猪川地域鈴木和雄推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木和雄君） 4号の6を説明いたします。23日、現地調査並びに聞き取り調査をしました。長年通路として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたとのこと。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第4号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第4号6番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）



○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号6番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

次に日程第9に入りますが、審議の途中ですが、ここで10分間、後ろの時計で37分まで10分間休憩といたします。

午後2時27分休憩

午後2時37分再開

○議長（菊地英浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に日程第9、議案第5号下限面積（別段の面積）の決定についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 13ページをお開きください。議案第5号平成30年度の下限面積、別段の面積の設定について。平成30年度の下限面積（別段の面積）を以下のとおり提案し、本委員会の議決を求めるものです。平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるようになった。「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について検討することが求められているということで、農地法施行規則第17条第2項の適用について。方針。現行の下限面積（別段の面積）10aの変更は行わない。理由は、2015農業センサス（確定値）によると当市の耕作放棄地面積は544haであり、前回（2010農業センサス）の510haから比較すると依然増加傾向にあり、農地利用を促進する必要がある。また、管内に規模拡大を希望する農家が少ないことから、施設野菜等による新規就農を促進し、農地の有効利用を図る必要があるため、このように従来の変更は行わないことといたします。50a、5反部要件となっているところを、市の方針で10a要件に変えるということです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第5号について質疑、意見を許します。3番古内嘉博農業委員。

○3番農業委員（古内嘉博君） 3番古内です。この10aの変更については異議はないんですけれども、ちなみにですが、大船渡市管内での栽培耕作面積というのは平均何aぐらいになっているのでしょうか。それから下の理由の中で、センサスでは510haとなっているようなんですけれども、農地、農政の方の農業委員会の把握では134.5haとなっていますが、この差というのはどういうことなのでしょうか。

○局長補佐（細谷真実君） 調査をしたところの一応一番ですね、調査データとしての主

体として一番参考になるのが農林業センサスというふうに言われておりますので、これを参考にしました。この農地面積栽培平均は、新規就農で、それについては評価と点検の際に3月の末が、3月31日の数字をもって評価と点検の時に更新されますので、その時にお話したいと思います。まだ途中ですので、3月分とか、そういうものの数字は途中であったので。それから今言ったとおり、こういう議案に出すものについては、まず農林業センサスというものが基本となりますので、一応申し添えておきます。やっぱり農地台帳というのは、同じ基準でですね、農地台帳のシステムというのが市町村によってシステムが若干違いますし、農地パトロールの仕方というのも違うというか、とらえ方も違いますので、どうしてもバラつきがあるので、センサスっていう国のある程度の基準を踏まえた調査ということで、これを参考に作っているようです。以上です。

○3番農業委員（古内嘉博君） 1月31日現在の台帳面積1,731.2ha。それから下の方にありますが、農家総戸数が1,100戸。単純に割れば17.7aとなるはず、計算してみるとなると思うんですが。それから販売農家のみになると約68aぐらいになると思うんですが、3月末での数字が出た上でのということですのでけれども、これはある程度変更になる数字なんではないでしょうか。それから認定農業者もそうですし、岩手県の農業農村指導師の中でもそうなんですが、そのためにあえて聞いたわけですのでけれども、大船渡の耕作面積は幾らなのよということで、よく県なりに行くと聞かれることが多いので、あえて質問したところです。回答はいいです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは資料を持ってきますので。

○3番農業委員（古内嘉博君） 回答はいいです、今日は。後でいいです。

○局長補佐（細谷真実君） 来月ということで、すみません。今1,731.2haの農地面積には良保全からすべて入っていますね。

○3番農業委員（古内嘉博君） 総面積となっているよね。

○局長補佐（細谷真実君） 総面積というのは栽培面積ではなくて、栽培面積ではないです、これは。皆さんが農地パトロールでチェックした中での良保全っていうのと、あと良好っていうのと荒廃っていうのと、その他もございますし、その一部、良保全、結局栽培しないし作物を作っていないなくても管理して、いつか作るだろうと待っている農地、それも農地面積に入っておりますので、栽培面積といった時には、ちょっといろいろ私の方でももう少し農地台帳をひっくり返してみるとか、あとは農政の係と相談してみなければわからないですね。代理の説明書か何かの時に、今回ポラーノの会の際に出した面積が、あれが一番今、1月10日の農地と、それが一番私たちが計算した栽培面積だと思ったんですけども、ちょっとすぐに出ないので、後ほど、来月にでも回答させていただきます。できれば郵送で回答させていただきます。

○3番農業委員（古内嘉博君） いいです。

○議長（菊地英浩君） よろしいですか。他に何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号について本委員会において現行の下限面積（別段の面積）の10aの変更は行わないとすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号下限面積（別段の面積）の決定については本委員会において変更は行わないことに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第10、議案第6号平成30年度大船渡市農業労賃標準額の設定について手を議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 14ページをお開きください。議案第6号平成30年度大船渡市農業労賃標準額を別紙のとおり設定することについて、本委員会の議決を求めるものです。

去る3月12日、大船渡市農業労賃標準額設定検討委員会が開催されました。菊地会長が議長となり、委託者、受託者の双方の農業者とJAと農業関係団体、農業委員会からは岡澤農地委員長、鈴木力男農地専門副委員長と藤原農政委員長が参加して協議されております。ここで決定された案を説明し、皆様の同意を得たいと思います。15ページをお開きください。昨年度と変更された箇所を説明いたします。15ページの人手作業の賃金というところで、基本となるところは普通の作業というところをご覧ください。普通の作業のところ平成29年度が5,800円で、平成30年度が6,000円と記入しておりますけれども、これはですね、岩手県の最低賃金が昨年10月に改定されたことに伴うもので、200円のアップとなっております。そしてそれに伴い困難な作業というのも6,400円から6,700円に変更されました。これは困難な作業は機械作業となるとのことで、耕起等の条件と同等でも適当という判断をしたんです。この労賃の調整を行う際に調整目標というのが県から提示されており、沿岸ブロック、つまりは宮古市からずっと釜石、陸前高田市までですね、住田町さんも入りますが、そのところで金額調整を行なって、平均上限10%、下限5%となるように調整するようという提示がされております。普通作業については、この沿岸ブロックは最低賃金に準じ、すべて6,000円としたということを確認しております。また困難な作業というところですが、同じようなですね、後ろの方の16ページに本年度標準額表の案がついておりますけれども、困難な作業の人手作業についてはですね、陸前高田市と住田町さんということでして、この困難な作業において陸前高田市は6,500円、住田町は大船渡市と同様6,700円に設定したとのことです。以上で説明を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第6号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第6号に

ついて本委員会において原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号平成30年度大船渡市農業労賃標準額の設定については本委員会において原案のとおり決定いたしました。なお標準額は来月中を目途に市の広報やホームページに掲載するほか、支所、出張所、JA各支店等をとおして農業者に配付する予定としております。

○議長(菊地英浩君) 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

それではこれもちまして第6回総会を閉会いたします。

午後2時50分閉会